

# 次期明石市環境基本計画骨子案

第1章 計画の基本的事項

第2章 明石市の概況と環境の状況

第3章 めざす環境像と計画の基本理念

第4章 推進施策

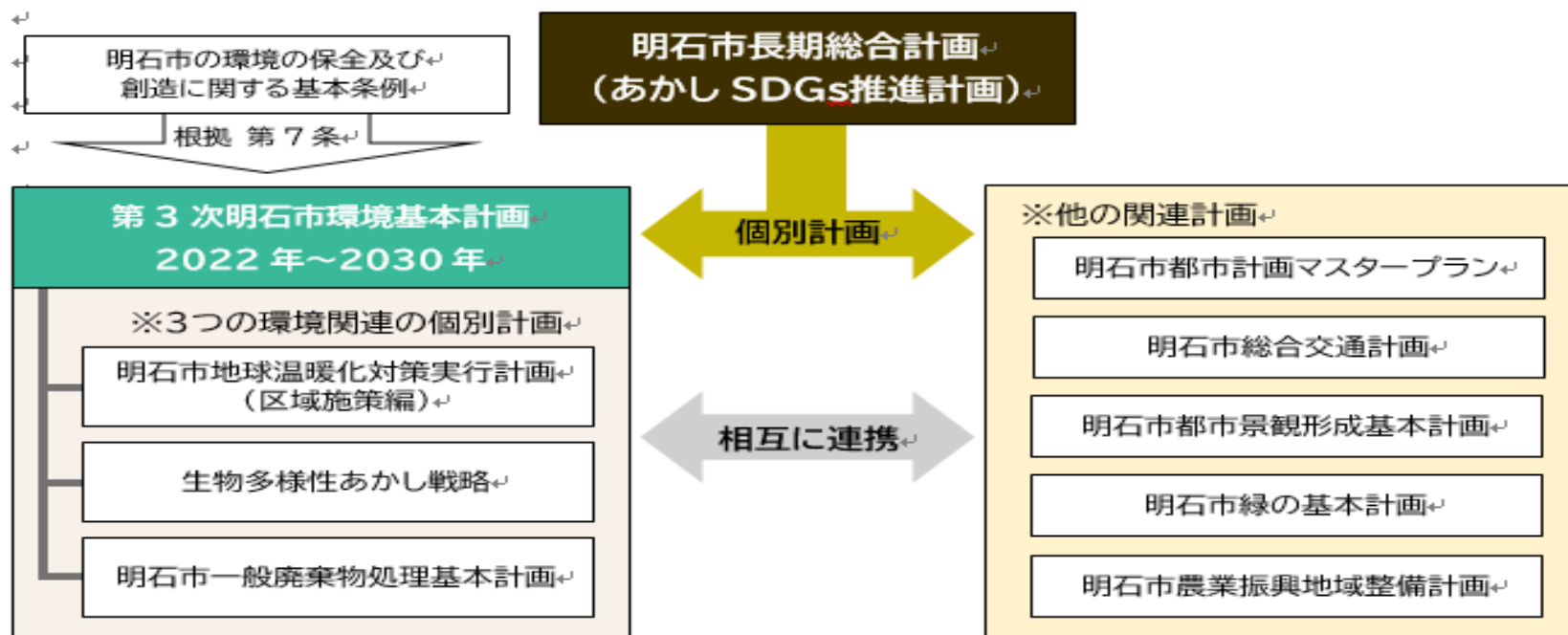
第5章 各主体の役割

第6章 計画の推進

現行計画からの変更点として、第2章に低炭素社会、循環型社会など4分野における環境の状況について記載します。

## (1) 環境基本計画とは

- 環境基本条例に定める基本理念を具体化する計画であり、市長期総合計画の個別計画であるとともに、環境関連の個別計画の上位計画
- 市の目ざす環境像、環境全般の取り組みの基本方針を示し、具体的な施策については、個別計画で定める。
- 明石市長期総合計画（（仮称）あかしSDGs推進計画）と整合を図りながら、他の関連計画と共同歩調をとり、取り組みを推進する。



## (2) 策定の経緯と背景

### ○環境を取り巻く状況の大きな変化

- ✓ 地球温暖化に起因する甚大な自然災害が世界・国内各地で発生
- ✓ 海洋プラスチックごみによる環境汚染や食品ロス問題などの新たな課題
- ✓ 生物多様性の損失に歯止めがかかっていない（愛知目標評価報告）

### ○社会・経済状況の変化

- ✓ 将来的な人口減少や高齢化の進展
- ✓ 新型コロナウイルスによる社会活動・企業の経済活動への影響

環境問題の深刻化、地球規模化、複雑化(社会・経済課題と関係)が進展

諸課題を解決し、新たな成長へつなげていくためには、持続可能な開発目標(SDGs)の考え方を活用して、環境課題の解決を図るとともに、社会・経済課題の同時解決もめざすことが求められている。

SDGsの考え方を反映し、明石市環境基本計画を策定する

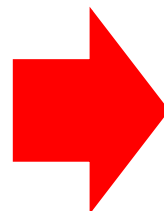
## 参考情報

### ○SDGsと環境・社会・経済の統合的向上



SDGsの17のゴールを、環境・社会・経済の3層で表したもの。環境が土台であり、持続可能な社会・経済活動を支える重要な役割を果たしている。

また、課題は相互に関連しており、環境課題に取り組むことは、社会や経済の課題解決（統合的向上）につながる。



## 参考情報

### ○気候変動問題

- ✓ 各地で、気候変動に起因するとみられる集中豪雨や台風などの異常気象による自然災害の激甚化
- ✓ 2050年CO2排出実質ゼロの表明が加速（国・県・明石市）



西日本豪雨災害

### ○海洋プラスチックごみ問題

- ✓ プラスチックごみの不適正な処理により世界全体で年間数百万トンが海洋へ流出。地球規模で汚染が懸念
- ✓ 大阪ブルーオーシャンビジョン、プラスチック資源循環戦略策定等、国内外でプラスチックごみ対策の動きが加速



プラスチックごみを食した渡り鳥

## (3) 計画の対象

### ○対象とする環境

①地球環境 <small>↵</small> (地球温暖化) <small>↵</small>	②自然環境 <small>↵</small> (生物多様性) <small>↵</small>	③廃棄物 <small>↵</small>	④地域環境 <small>↵</small> (典型7公害*) <small>↵</small>
--	--	-----------------------	---

※典型7公害:以下の7つの公害を指します(環境基本法、明石環境基本条例より)↵

- ①大気の汚染↵
- ②水質の汚濁(水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む)↵
- ③土壌の汚染↵
- ④騒音↵
- ⑤振動↵
- ⑥地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く)↵
- ⑦悪臭↵

### ○対象地域

#### 明石市の行政区域全体

※国、近隣自治体などの関連機関と共同歩調をとる必要がある問題については、地域、流域、生態系を考慮しつつ、問題解決に取り組む





## 第2章 明石市の概況と環境の状況

# 第2章 明石市の概況と環境の状況

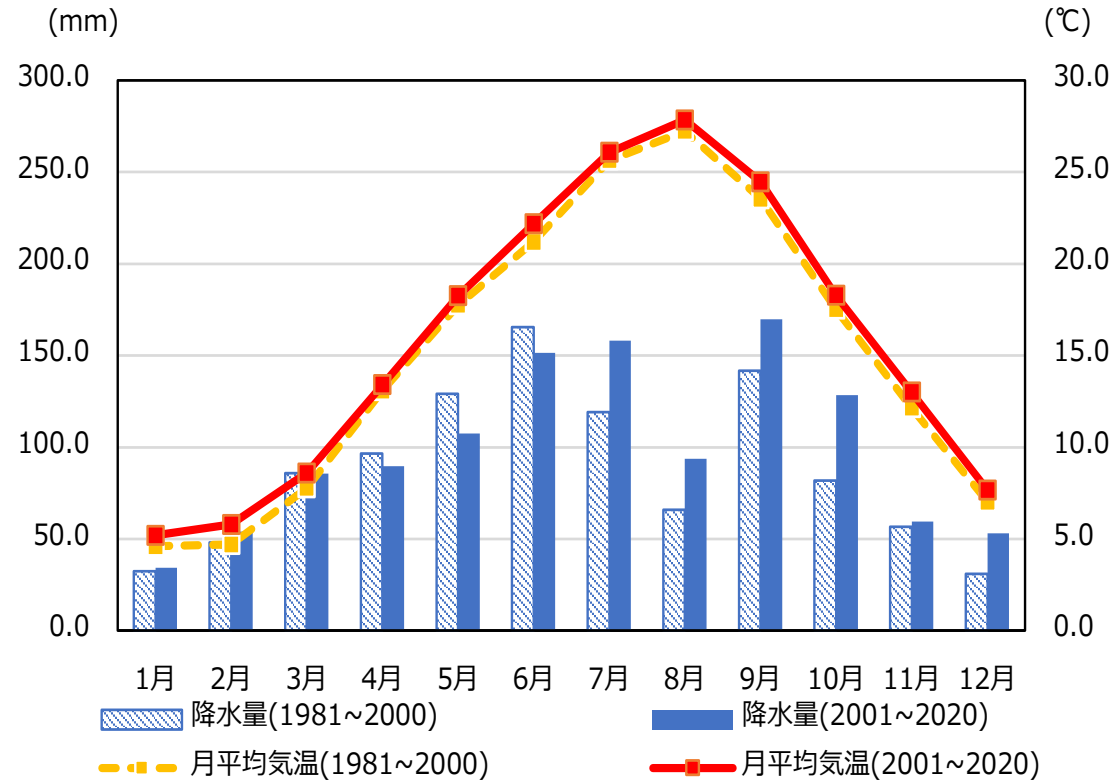
## (1) 概況

### ○位置

市域は、東西15.6km,南北9.4km  
市域面積49.42km<sup>2</sup>

### ○地勢・気候

年間平均気温は上昇傾向  
7月～10月の降水量が増加傾向

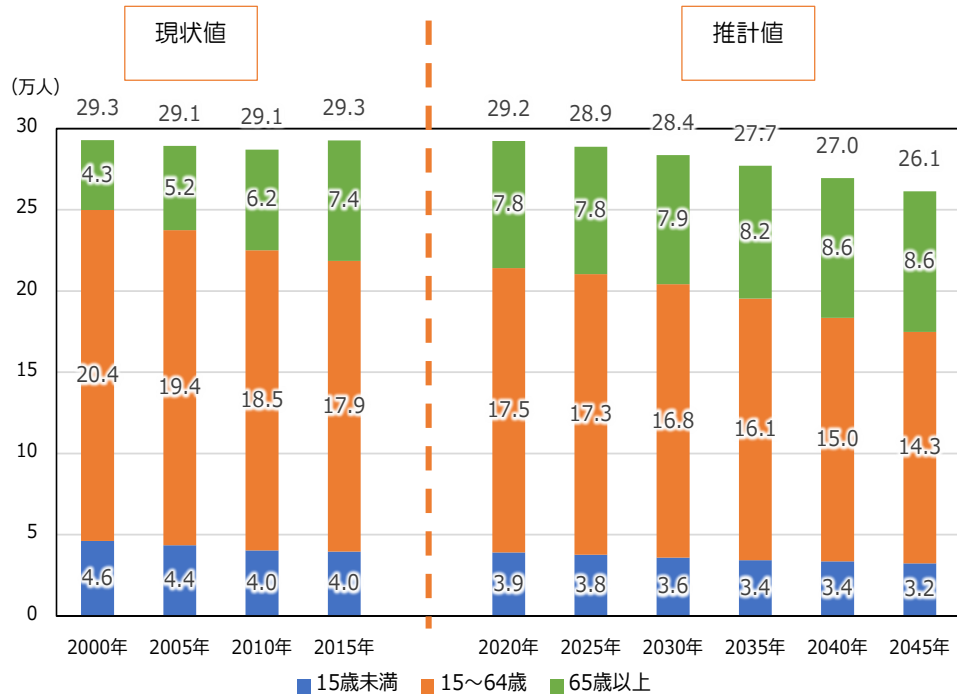


降水量と平均気温の平年値の比較

## (1) 概況

### ○人口

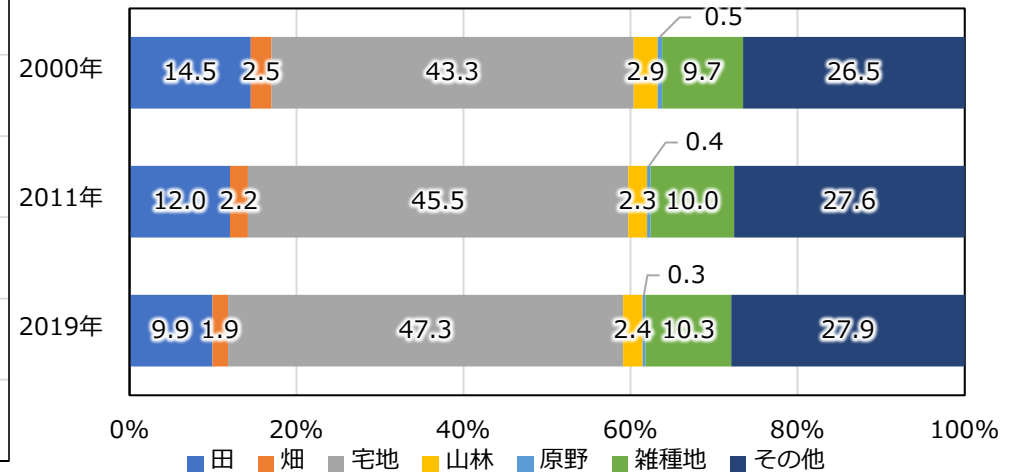
- ・近年は人口増加傾向、高齢化が進行
- ・将来的な人口減少, 少子高齢化は避けられない状況



人口の推移と将来推計

### ○土地利用

- ・宅地の割合が最も多く、約47%
- ・2000年以降、田畑が減少し、宅地が増加傾向にあり、農地の宅地化が進んでいることが一つの要因と推定

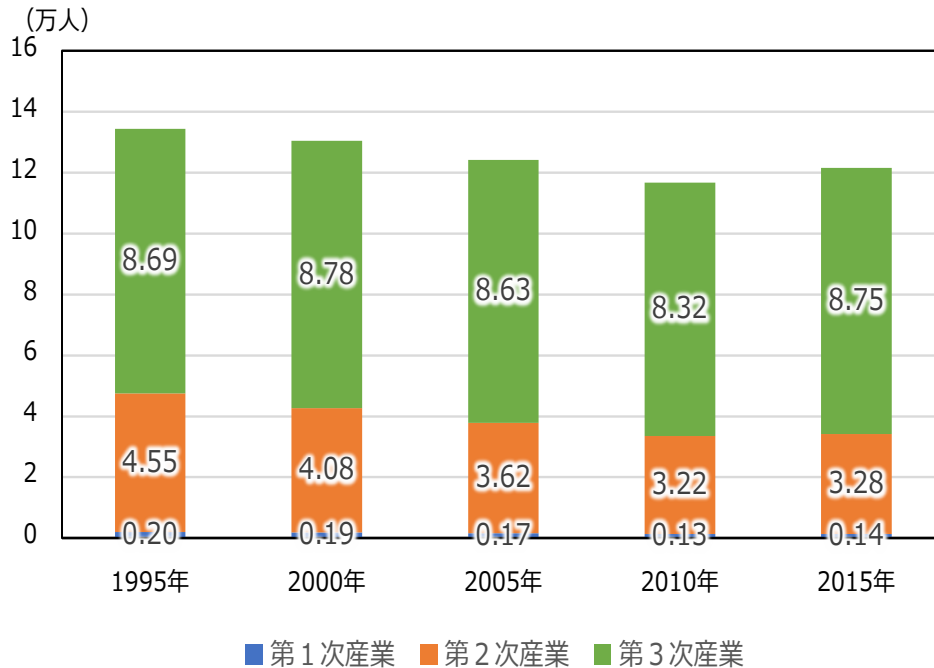


地目別土地利用面積

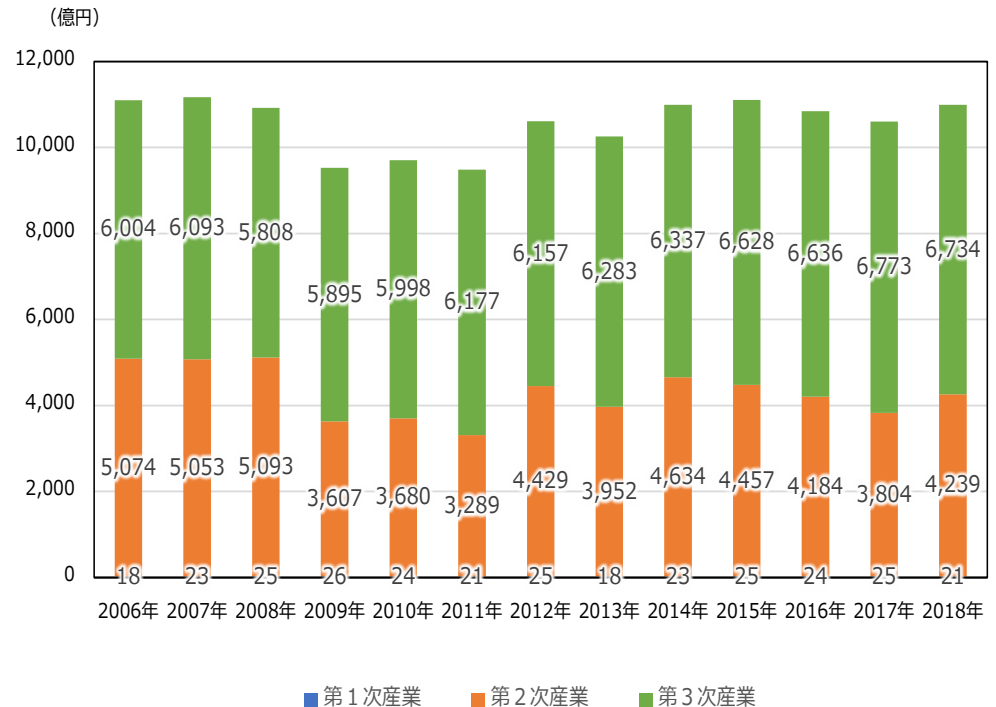
## (1) 概況

### ○産業

- ・就業者数は、平成22年から27年にかけて、増加に転じている。
- ・市内総生産額は、第2次産業は減少傾向にあるが、第3次産業は増加傾向



産業別就業者数

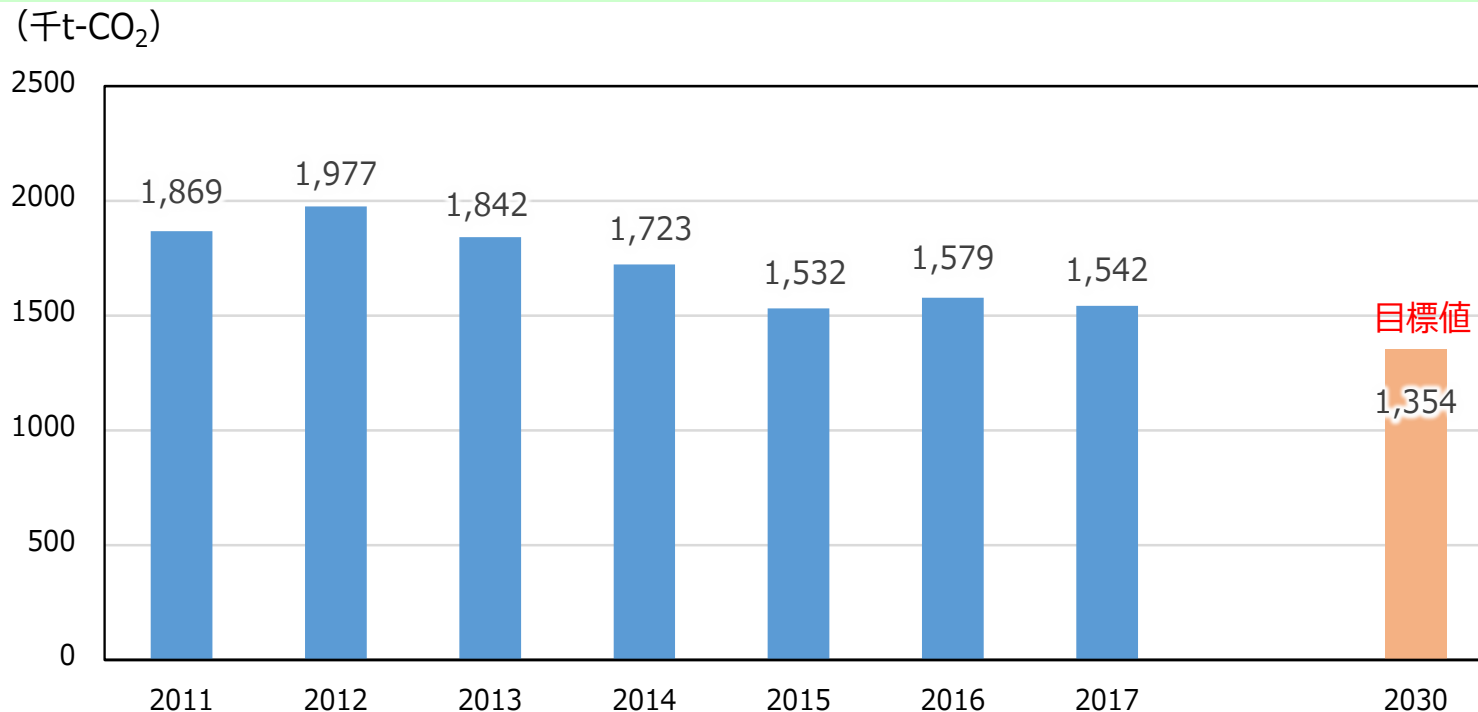


産業別市内総生産額

## (2) 環境の状況

### ○低炭素社会の実現

- ・近年、市内の温室効果ガス排出量は横ばい傾向で推移
- ・目標の達成（2030年度26.5%減）に向けてさらなる削減が必要なことに加え、2050年CO2実質ゼロに向け、目標の見直しが必要



市内の温室効果ガス排出量の推移

## (2) 環境の状況

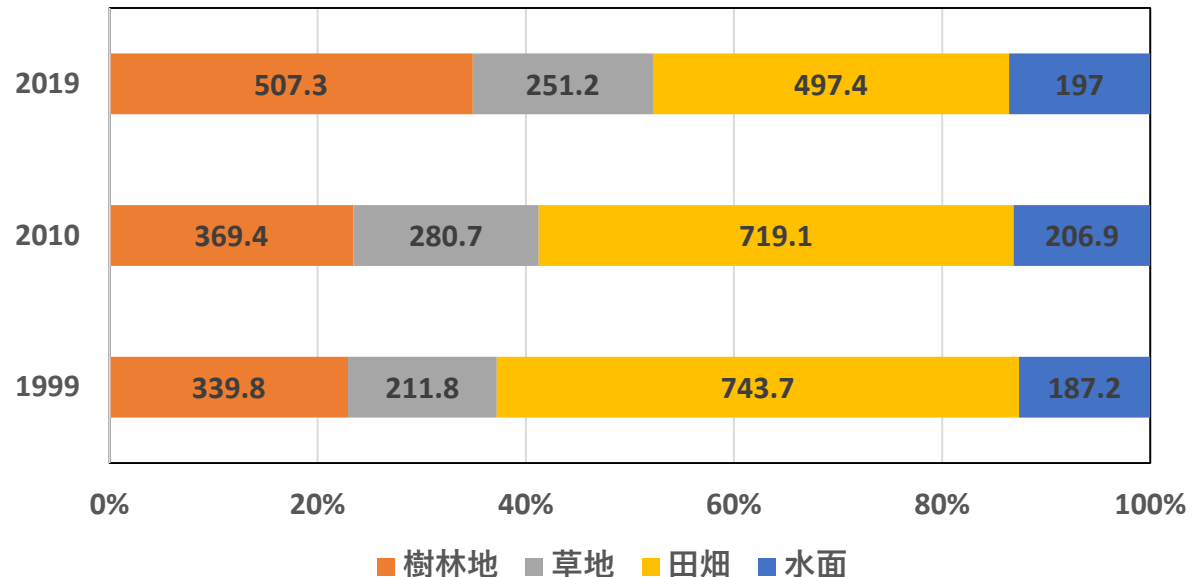
### ○自然共生社会の実現

- ・都市化の進行により、田畑が減少し、市の緑被率は減少傾向
- ・松陰・松陰新田地区、金ヶ崎公園、明石公園などの里山林、ため池群には希少種を含む多様な動植物が生息・生育
- ・今ある豊かな自然な環境を守るため、引き続き、モニタリング調査、希少種の保護、外来種防除等の活動の実施が必要

#### ■緑被率

2019年	25.6%
2010年	27.9%
1999年	26.3%

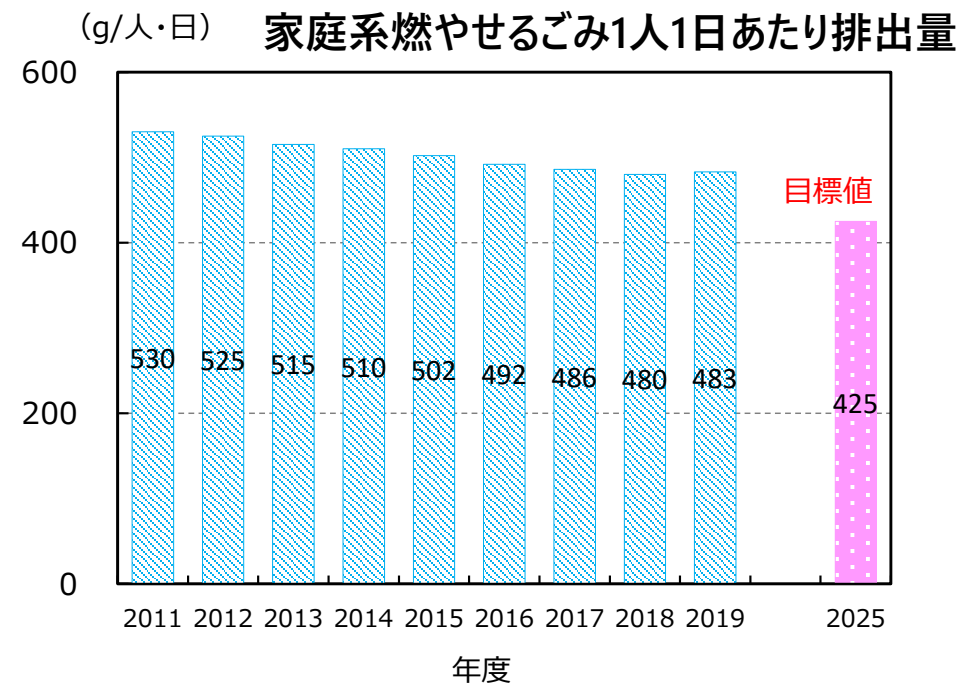
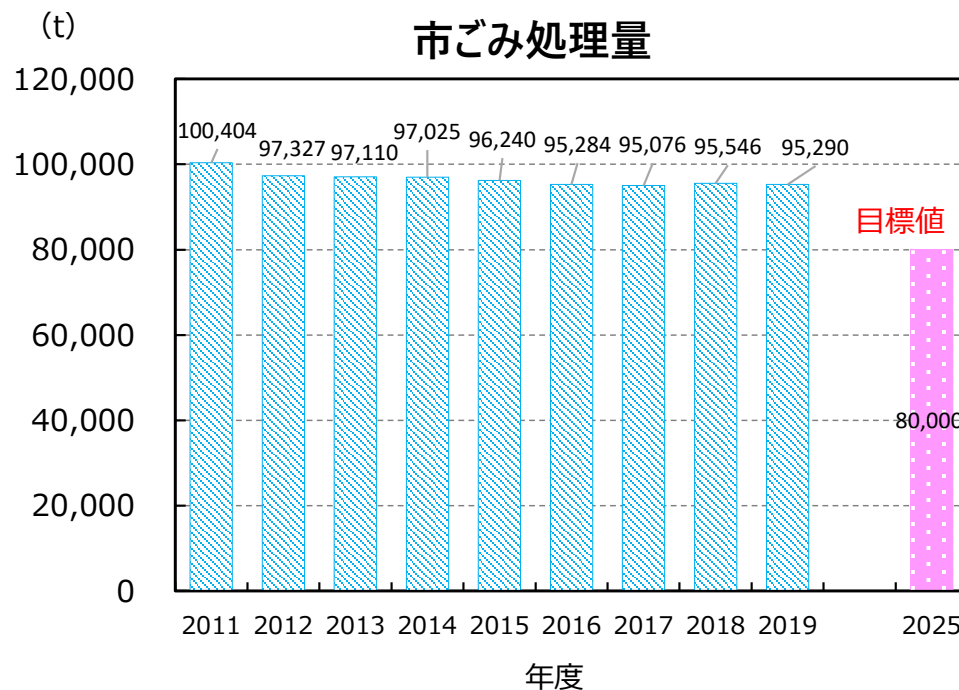
(緑被の内訳の変化) 棒グラフ内の数値はヘクタール



## (2) 環境の状況

### ○循環型社会の実現

- ・市ごみ処理量は、近年横ばいで推移、家庭系燃やせるごみ1人1日あたり排出量は減少傾向
- ・目標達成に向け、プラスチックごみ対策や食品ロス削減対策を含め、さらなる排出抑制の促進が必要



※目標値については、一般廃棄物処理基本計画の改定を反映

## (2) 環境の状況

### ○安全安心社会の実現

- ・大気・水・騒音などのほとんどの項目で環境基準達成
- ・光化学オキシダントについては、注意報等発令時に速やかな広報等を実施し、健康被害の未然防止に努めている。

項目		2015	2016	2017	2018	2019	単位:%
大気汚染に係る環境基準の達成率	二酸化硫黄	100	100	100	100	100	
	二酸化窒素	100	100	100	100	100	
	浮遊粒子状物質	100	100	100	100	100	
	光化学オキシダント	0	0	0	0	0	
	微小粒子状物質	0	100	66.7	100	100	
	有害大気汚染物質	100	100	100	100	100	
水質汚濁に係る環境基準の達成率	河川水質	100	100	100	100	100	
	地下水質	100	100	100	100	100	
騒音に係る環境基準の達成率	一般環境騒音	100	100	85.7	100	100	
	自動車騒音	96.9	96.3	95.8	95.8	96.0	
	新幹線鉄道騒音	100	100	100	100	100	
新幹線鉄道振動に係る指針値の達成率	100	100	100	100	100		
ダイオキシン類に係る環境基準の達成率	100	100	100	100	100		



## 第3章 めざす環境像と計画の基本理念

## (1) めざす環境像

検討のポイント

・市総合計画(SDGs)と現行環境基本計画の整合を図る

### ○市総合計画(策定中)における環境面のまちづくりの方向性

#### 人にも自然にも地球にもやさしいまち

私たちが安心して健康に生活していくためには、地域の自然環境はもとより、広く地球環境が基盤となっています。このため、環境面では安全で豊かな暮らしを将来にわたり引き継げる「人にも自然にも地球にもやさしいまち」を目指します。

### ○第2次明石市環境基本計画におけるめざす環境像

#### 恵まれた環境と文化をともに守り育て、将来につなぐまち・あかし

~水辺や里山そしてまちは光に映え、人々がにこやかに集う 人と人が思いやり、地球をいつくしむ  
古(いにしえ)に想いをはせ、未来への希望が輝き続けるまち~

おだやかな風土の中で、人々が互いに手を取り合い、地球環境から身近な自然までを大切にしながら、昔の暮らしのよいところを受け継ぎ、将来にわたり、豊かな未来への夢を持ち続けていきたいという市民の想いを表しています。

## (1) めざす環境像

### 検討のポイント

・市総合計画(SDGs)と現行環境基本計画の整合を図る

- 明石は温暖な気候、美しい海岸線、田畑、ため池など多様な生物を育む豊かな自然環境に恵まれており、明石の良質な自然環境を象徴するもの
- 地球環境は、人類が安全かつ豊かに生存し続けるための基盤
- 自然環境や地球環境は、今を生きるすべての人の共有の財産であるとともに、将来世代とも共有。将来世代に負の遺産を残すことなく、豊かな自然や地球環境を守り育て、その恵みを享受できるよう取り組むことは、今を生きるわたしたちの責任
- 市民や事業者、行政のすべての主体がその責任を自覚して、それぞれの活動を環境負荷の少ない持続可能なものに変化させるとともに、互いに手を取り合っ、誰もが希望を持てる持続可能なまちを作る必要

みんなでつくる 人にも自然にも地球にもやさしいまち・あかし

## 市民ワークショップ意見

## 明石の10年後の環境未来について考えよう

15

陸の豊かさも  
守ろう



### 緑・自然がふえている

街のいろいろな場所・施設に緑が増える

公園が増えて、木や林があちこちに

植樹した緑がCO2を吸収して、  
温暖化も防止

公園に花がいっぱい、枝が茂っている

14

海の豊かさを  
守ろう



### 海や川がゆたかに

海岸の漂着ごみがへる

豊かな海が戻り、明石産  
の魚にはエコラベル(認証)

4

質の高い教育を  
みんなに



### 教育の充実

SDGs小中一貫校が設立

### クリーンなエネルギーが普及

畑にソーラーシェアリング、避難所には  
太陽光・蓄電池

エネルギー自給率が向上

海峡で潮流発電を研究

13

気候変動に  
具体的な対策を



7

エネルギーをみんなに  
そしてクリーンに



### ごみの少ない暮らし・きれいなまち

フードロスがゼロ

包装など無駄なごみを出さない

節水が定着

まちにはごみが落ちていない

12

つくる責任  
つかう責任



明石だけでなく、世界の人々が安全な水、食べ物を手に入れ、自然がたくさんあって、仲良く暮らせるようになってほしい

## (2) 計画の基本理念

検討のポイント

・めざす環境像の前提となる考え方を示す

めざす環境像を実現するために、基本となる4つの考え方をさだめます。

### ① 自分たちの命や暮らしが自然や地球の恩恵に支えられていることをいつも意識します

○わたしたちの命と暮らしは、自然や地球からの恩恵により支えられていることをいつも意識することが、自然や地球環境に負荷を与えない、持続可能な社会をつくる第一歩です。

### ② みんなで考え、ともに行動を変えていきます

○持続可能な社会を実現するためには、市民、事業者、行政がともに考え、ともに行動を変化させ、その活動の輪を周りに広げていくことが大切です。

## (2) 計画の基本理念

### ③ 「明石らしさ」を将来世代へ引き継ぎます

- 本市は、温暖な瀬戸内気候に属し、海をはじめとする豊かな自然環境に恵まれています。これら「明石らしさ」を象徴する環境を、将来世代へ引き継いでいくことは今を生きる私たちの責任です。

### ④ 環境に良い取り組みを通じ、社会・経済の発展につなげます

- 経済や社会の発展は、その基盤となる環境が保たれることによって支えられています。持続可能な社会をつくるためには、このつながりを意識し、環境に良い取り組みを通じて、社会や経済の課題を解決し、発展につなげていくことが大切です。

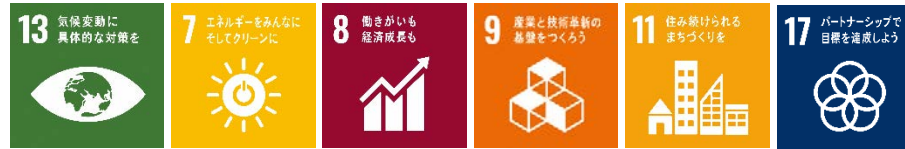
## (3) 基本方針

### 策定のポイント

- ・分野ごとにSDGsとの関連を整理
- ・脱炭素社会、循環社会は新たな方針

基本理念に基づき、4つの基本方針で取り組みを推進します。

### 脱炭素社会の実現



○省エネの推進、再エネの利用促進に取り組み、2050年CO2排出実質ゼロを目指すとともに、気候変動による影響の適応を進め、安心して快適に暮らせる**脱炭素社会のまち**を目指します。

### 自然共生社会の実現



○身近な緑の創出、まとまりのある自然の保全・回復に取り組み、**自然と人が共生し、水と緑でつながる命のネットワークづくり**を目指します。

## (3) 基本方針

基本理念に基づき、4つの基本方針で取り組みを推進します。

### 循環型社会の実現



○プラスチックごみや食品廃棄物を含む廃棄物のさらなる3Rを進めることにより、環境への負荷が小さく、持続可能な**循環型のまち**を目指します。

### 安全安心社会の実現



○市内環境の継続的なモニタリングおよび法令に基づく規制・指導を実施し、環境リスクの低減を図ることにより、**安全に安心して暮らせるまち**を目指します。



# 第4章 推進施策

## (1) 施策の体系

策定のポイント

- ・脱炭素社会は体系見直し
- ・海洋プラ対応を横断施策に位置付け

### 脱炭素社会の実現

- 再生可能エネルギー利用の推進
- 脱炭素の暮らし・まちづくりの推進
- 気候変動の影響への適応の推進

### 自然共生社会の実現

- まちの身近な場所に生きものの生息・生育地を広げる
- まとまりのある生きものの生息・生育地の保全
- 生物多様性から受ける恵みの持続可能な利用
- 学び・守り・育てる仕組みづくり

### 循環型社会の実現

- ごみの発生抑制を最優先、次に再使用・再生利用
- パートナーシップによる取り組みの強化
- ごみの安全・安心な適正処理

### 安全安心社会の実現

- 大気環境・水環境の保全による環境リスクの低減
- 事業活動に伴う生活環境への影響の未然防止

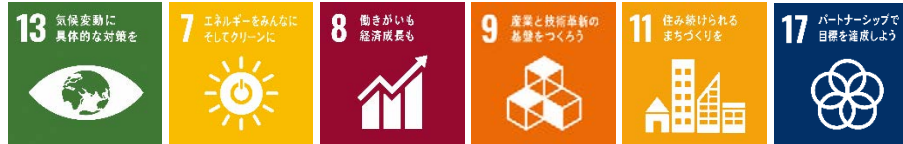
横断  
施策

海洋プラスチックごみ対策  
環境情報発信、環境学習の推進

## (2) 基本施策

具体的な施策は、個別計画で定めませんが、主要施策の方向性を基本計画にて例示します。

### 脱炭素社会の実現



#### ○再生可能エネルギー利用の推進

- ・太陽光を軸とした再エネ導入促進および再エネ電力の利用促進を図るとともに、地域の脱炭素化に資する地産地消の仕組みづくりを促進

#### ○脱炭素の暮らし・まちづくりの推進

- ・省エネ行動、省エネ機器、省エネ建築物(ZEH,ZEBなど)の導入を促進
- ・公共交通の利用促進、EV等の次世代自動車への転換を促進

#### ○気候変動の影響への適応の検討

- ・気候変動影響や適応策に関する情報提供や啓発の推進

### 施策とSDGs達成との関係 (例)

再生可能エネルギーの活用による気候変動対策に取り組むことにより、CO2の削減だけでなく、災害に強いまちづくりが進み、新しい関連産業の育成にもつながる。

## 自然共生社会の実現



- まちの身近な場所に生き物の生息・生育地を広げる
  - ・河川やため池の水辺、公園や街路樹の緑、家庭・工場の緑、里山の緑を、まもり・つくり・つなげる街づくりを推進
- まとまりのある生きものの生息・生育地を保全する
  - ・専門家をはじめ、多様な主体による自然環境調査や外来生物対策に取り組み、地域に生息している固有の生物たちのすみかを保全し、希少な生物(動植物)の保護を推進
- 生物多様性から受ける恵みを持続可能な利用のために
  - ・田畑を守り、地産地消など環境に配慮した生産・消費活動を推進
- 学び・守り・育てる仕組みづくり
  - ・水辺や里山などを活かした環境学習に取り組み、すべての人が生物多様性の重要性を認識できるよう啓発活動を推進

### 施策とSDGs達成との関係（例）

森林や農地を持続的に利用できるよう取り組むことにより、生物の生息の場を守るだけでなく、食料生産の基盤や温室効果ガスの吸収にも貢献し、住み続けられるまちづくりが進む。

## 循環型社会の実現



### ○ごみの発生抑制を最優先、次に再使用・再生利用

・市民一人ひとりが心がけ一つで実践できる、ごみの発生抑制を最優先とした施策を推進

### ○パートナーシップによる取り組みの強化

・「循環型のまち・あかし」に向け、市民や企業等それぞれの能力を発揮するとともに、パートナーシップによる取り組みを推進

### ○ごみの安全・安心な適正処理

・安全性や環境への影響を十分に考慮した持続可能な循環型社会の実現に向け、効率的かつ合理的なごみ処理を推進

### 施策とSDGs達成との関係（例）

廃棄物の発生抑制及び再使用・再生利用に積極的に取り組むことにより、廃棄物が削減され、持続可能な生産消費形態の確保につながる。

※一般廃棄物処理基本計画改定の議論を踏まえて検討

## 安全安心社会の実現



### ○大気環境・水環境の保全による環境リスクの低減

- ・大気環境、水環境の継続的なモニタリングを実施および事業場に対する法令に基づく規制・指導のさらなる充実
- ・有害化学物質やダイオキシン類による汚染状況の継続的な監視

### ○事業活動に伴う生活環境への影響の未然防止

- ・事業場に対する騒音・振動の規制・指導を徹底するとともに、自動車・新幹線騒音の監視を継続し、関係部局、機関と連携し対策を推進

### 施策とSDGs達成との関係（例）

市内環境のモニタリングや事業場に対する規制・指導を徹底することにより、環境上の悪影響が軽減され、暮らす人の健康や福祉の増進と、住み続けられるまちづくりが進む

## 分野横断施策

### ○環境情報の発信

・ホームページ、広報、SNS、イベントの機会などのさまざまな情報媒体を活用し、明石の環境に関する情報をわかりやすく発信

### ○環境教育・活動の推進

・環境教育等に活用できるツールを整備するとともに、学校等と連携した環境活動の場や機会の提供、環境活動に取り組む市民や団体等の情報共有・交流の機会を促進

### ○海洋プラスチックごみ対策

・海洋プラスチックごみ問題の啓発、プラスチックごみ対策、海岸漂着ごみ対策、陸域でのポイ捨て防止、清掃活動など、関係部局および多様な主体と連携し、海洋プラスチックごみ対策を推進

#### 明石市における令和2年度取組例

- ・漁業者と連携した海洋ごみの処分（豊かな海づくり室）
- ・マイボトルの普及の推進（環境室）※豊かな海づくり室、シティセールス推進室と連携





# 第5章 各主体の役割

※分野別の具体的な行動指針は、各個別計画で定める

## 市民

- ・環境問題に当事者意識を持ち、日常生活における資源やエネルギーを大量に消費する生活様式を見直し、環境負荷の少ない持続可能なライフスタイルを実践する。
- ・地域での環境活動に積極的に参加するなど、活動や取り組みの輪をひろげる。

## 事業者

- ・環境関連法令を遵守し、事業活動に伴い生じる公害を防止するとともに、事業活動に伴う環境負荷の低減に努め、事業活動と地域の環境保全を両立する。
- ・市が実施する環境施策へ協力するとともに、地域の環境・社会・経済の持続的な発展に貢献する活動を積極的に実施する。

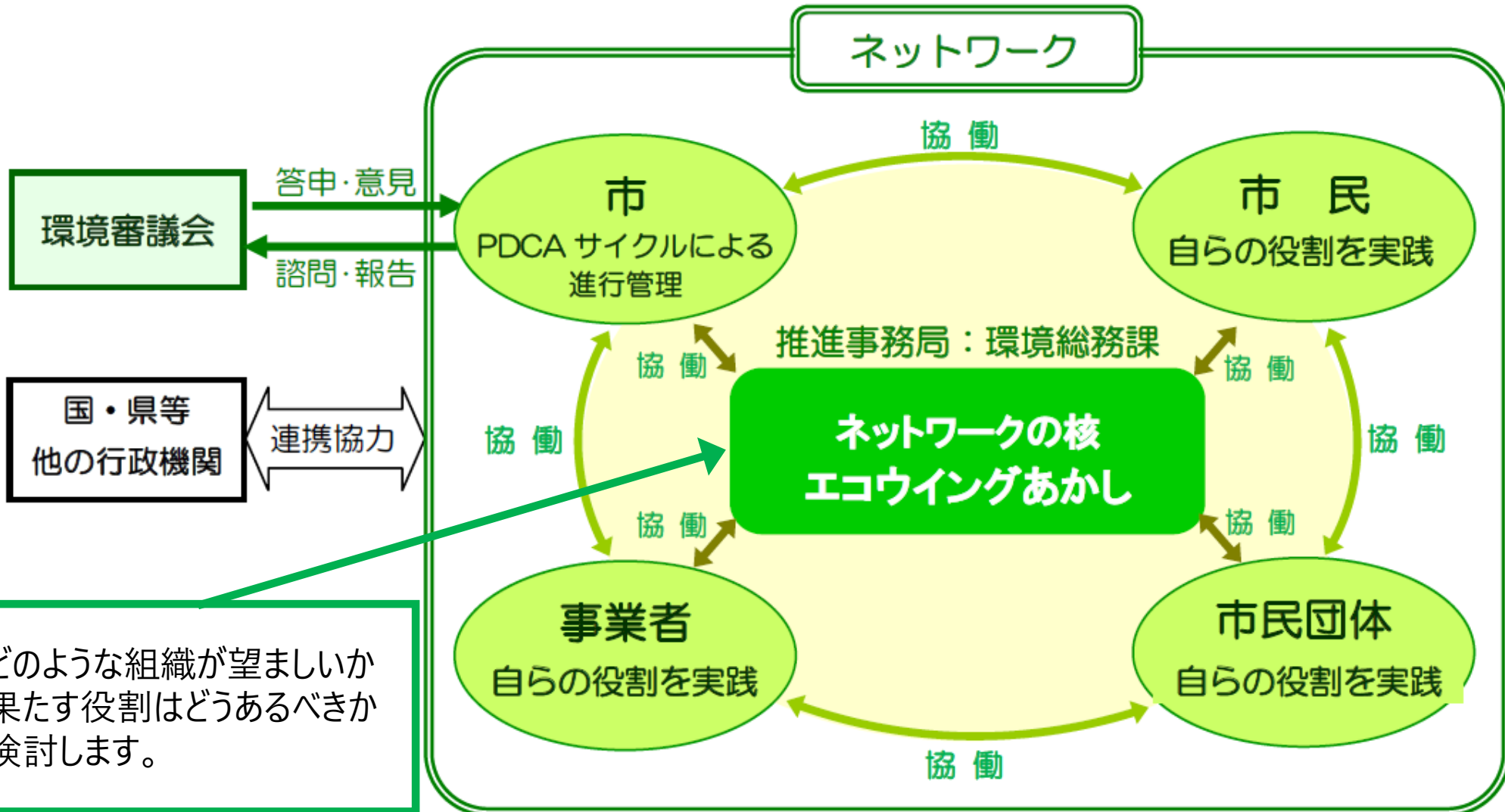
## 行政

- ・環境施策を策定し、市民や事業者と連携・協働して施策を推進することで、明石市の目ざす環境像を実現する。また、施策の策定にあたっては、環境・社会・経済の統合的向上の視点を踏まえる。
- ・自ら事業者の一つとして、事務事業の実施に伴う環境負荷の低減に努め、市民や事業者に率先して行動する。

# 第6章 計画の推進

# 第6章 計画の推進

※エコウイング会員および市民ワークショップ参加者らによる意見を踏まえ今後検討



どのような組織が望ましいか  
果たす役割はどうあるべきか  
検討します。